

三田市ふれあい農園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第1条～第5条 省略 (使用期間)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による許可に係る使用期間は、<u>許可を受けた日から1年間</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する使用期間は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の届出に基づき、1年ごとに延長することができる。<u>ただし、連続して5年を超えて使用することはできないものとする。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、<u>1年間の使用料として1区画当たり次の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額を前納しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="192 632 1108 778"> <thead> <tr> <th>1区画当たりの面積</th> <th>1年間の使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15㎡</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>60㎡</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項本文の規定により<u>延長して農園を使用する使用者のうち、連続して使用する使用者に係る3年以降の1年間の使用料は、前項の表の左欄に掲げる面積に応じ、同表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	1区画当たりの面積	1年間の使用料	15㎡	12,000円	30㎡	20,000円	60㎡	30,000円	<p>第1条～第5条 省略 (使用期間)</p> <p>第6条 前条第1項の規定による許可に係る使用期間は、<u>使用期間の開始日から当該年度の末日まで</u>とする。</p> <p>2 前項に規定する使用期間は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)の届出に基づき、1年ごとに延長することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、第5条第1項に規定する許可の際に、<u>1区画当たりの面積に応じ、次の表の右欄に掲げる額に使用期間の開始日が属する月から当該年度の末日が属する月までの月数を乗じて得た額を前納しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1153 632 2069 778"> <thead> <tr> <th>1区画当たりの面積</th> <th>1月当たりの使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15㎡</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>30㎡</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>60㎡</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により2年間継続して使用した者に<u>係る3年目以降の1月当たりの使用料は、前項の表の右欄に掲げる額に100分の90を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	1区画当たりの面積	1月当たりの使用料	15㎡	1,000円	30㎡	1,600円	60㎡	2,500円
1区画当たりの面積	1年間の使用料																
15㎡	12,000円																
30㎡	20,000円																
60㎡	30,000円																
1区画当たりの面積	1月当たりの使用料																
15㎡	1,000円																
30㎡	1,600円																
60㎡	2,500円																